

○石川県自動車等運転免許試験実施規程

〔 令 和 元 年 1 1 月 2 1 日
石川県公安委員会規程第3号 〕

石川県自動車等運転免許試験実施規程を次のように定める。

石川県自動車等運転免許試験実施規程

石川県自動車等運転免許試験実施規程（平成29年石川県公安委員会規程第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 適性試験（第5条・第6条）
- 第3章 学科試験（第7条・第8条）
- 第4章 技能試験（第9条－第20条）
- 第5章 試験結果処理（第21条－第23条）
- 第6章 緊急自動車の運転資格審査（第24条）
- 第7章 試験官（第25条－第27条）
- 第8章 雜則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第89条第3項、第97条、第97条の2、第100条の2、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号）の規定に基づき自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の技能検査、運転免許試験、外国の行政庁の運転免許を有する者が自動車等を運転することに支障がないことの確認、再試験、法第91条及び規則第18条の5の規定による限定の全部又は一部の解除を受けるための審査、規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査（以下「免許試験」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（試験委員等）

第2条 免許試験を行うため試験委員を置く。

2 試験委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警察本部交通部長の職にある者
- (2) 警察本部交通部運転免許課長の職にある者
- (3) 前号に掲げる者のほか警察本部交通部運転免許課（以下「免許課」という。）の職員で警察本部長が指定する者
- (4) 警察署長の職にあるもので警察本部長が指定する者

3 前項第1号の試験委員を試験委員長とし、同項第2号の試験委員を試験副委員長とする。

- 4 試験委員長は、委員を代表しその事務を指揮監督し、試験副委員長は、試験委員長を補佐し、その事務を執行する。
- 5 試験委員長は、試験官に試験業務を行わせるものとする。

(受験票)

第3条 免許試験の実施に際しては、試験の不正を防止し、かつ、事務の適正と円滑を期するため受験者に別記様式第1の「運転免許試験受験票」、別記様式第1の2の「再試験受験票」、別記様式第1の3の「仮免許受験票」（以下「受験票」という。）を作成させるものとする。

- 2 試験実施中は、受験票貼付の写真等によって受験者が申請者本人であることを確認するものとする。
- 3 第1項の受験票には、試験の結果を記入又は押印し、試験終了後本人に返還し、事後の試験に関する証票とする。

(試験問題等)

第4条 学科試験の問題は、試験委員においてあらかじめ作成し、試験副委員長が、保管するものとする。ただし、仮免許試験にかかる業務を指定自動車教習所（以下「指定校」という。）に委託する場合、仮免許試験問題を指定校において管理者の厳重な管理のもと、施錠できる保管庫に保管することができる。

- 2 学科試験又は技能試験コースの出題に当たっては、試験の都度その実施前に別記様式第2の「試験問題出題伺」により試験副委員長の決裁を受けるものとする。
- 3 仮免許試験を業務委託で指定校で行う場合、試験の都度その実施前に管理者が試験委員に出題を確認するものとする。

第2章 適性試験

(適性試験の実施要領)

第5条 適性試験は、試験場備付けの適性検査機器によって行う。ただし、精密検査を必要とする者については、試験副委員長の指示した他の方法による。

(適性試験の基準)

第6条 適性試験は、法第88条の欠格事由の有無及び法第91条の免許の条件を付する必要の有無並びに規則第23条の合格基準の合否について行い、その結果を受験票所定欄に記入するものとする。

第3章 学科試験

(学科試験)

第7条 学科試験は、正誤式の問題とし、運転免許（以下「免許」という。）の種類によって別表第1「学科試験等合格基準」に示す出題数、制限時間及び合格基準により行うものとする。

(答案用紙)

第8条 学科試験の答案用紙は、別記様式第3、別記様式第3の2及び別記様式第3の3の「学科試験答案用紙」を使用するものとする。

第4章 技能試験

(技能試験)

第9条 規則第24条第4項各号に定める自動車等の運転に必要な技能についての試験は、次に掲げる能力について行うものとする。

(1) 運転装置を操作する能力

アクセル、クラッチ、ブレーキ、ハンドル及びチェンジレバー等を操作しての発進、停止、加減速、前進によるコース走行及び後退操作等

(2) 交通法規に従って運転する能力

通行区分、交差点の通行、一時停止及び駐車等

(3) 運転姿勢その他自動車を安全に運転する能力

運転姿勢、安全措置等

(試験コースの設定)

第10条 試験コースは、免許の種類ごとに、別表第2「場内試験課題設定基準」及び別表第3「路上試験課題設定基準」に基づき、次のとおり設定するものとする。

(1) 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）にあっては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上

(2) その他の免許にあっては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上

2 立体障害物

場内で行う試験に用いるコースについては、別表第4「立体障害物設置基準」に基づき障害物を設けるものとする。

(試験用車両)

第11条 試験において使用する自動車は、別表第5「試験車両基準」によるものとする。

(技能検査)

第12条 法第89条第3項に規定する自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについての検査は、運転免許技能試験の各基準によるものとする。

(再試験)

第13条 法第100条の2第1項に規定する再試験のうち技能に関するものについては、運転免許技能試験の各基準によるものとする。

(技能審査)

第14条 規則第18条の5に規定する運転することができる自動車の種類の限定の解除を受けるための審査（以下「技能審査」という。）は、別表第6「技能審査課題設定基準」及び別表第7「採点基準」に基づいて実施するもののほか、運転免許技能試験の各基準によるものとする。

(外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除)

第15条 法第97条の2第2項の規定による外国の行政庁の免許を有する者が自動車等を運転することに支障がないことの確認（以下「外免切替え」という。）は、別表第1「学科試験等合格基準」及び別表第9「外国免許の切替実技実施方法」に基づいて行うものとする。

- (1) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問は、別記様式第3の4の「知識に関する質問用紙」により実施するものとし、正解が10問中7問以上であった者に対し、自動車等の運転に関する実技を実施することができる。
- (2) 自動車等の運転に関する実技の確認の判定は、別記様式第4の5「実技成績表（外免切替え）」により実施することとし、100ポイント中70ポイント以上で支障なしの基準とする。
(試験の実施手順)

第16条 試験コース及び試験車両の指定並びに試験官の配置は、試験副委員長が試験実施の直前に行うものとする。

2 受験者の確認

試験官は、受験票、運転免許証等によって受験者の確認を行うものとする。

なお、路上試験（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能検査並びに準中型免許及び普通免許に係る技能再試験をいう。以下同じ。）を実施する前に、必ず試験用車両を運転することができる免許証を携帯していることを確認するものとする。

3 試験前の指示

- (1) 試験官は、受験者に対して試験開始前、次の事項について指示及び説明を行うものとする。
 - ア 試験中の事故防止
 - イ 試験課題履行条件及び試験中止事項
 - ウ 試験コースの走行順路
 - エ その他試験実施について必要な事項
- (2) 試験官は、受験者の服装等が不適切であると認めたとき（大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）及び普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）に係る試験の受験時にヘルメット、手袋、長袖服、長ズボン及び靴を着用していない場合又は大型二輪免許又は普通二輪免許以外の試験の受験時に和服、げた、サンダル又はハイヒールを着用している場合）は、その者の試験を延期するものとする。

4 試験中の指示

試験官は、受験者の運転する自動車に同乗して試験を行う場合においては、走行順路について受験者が運転に余裕を持てるよう教示の時機を十分考慮し、進行方向を指で指すなどして明確に教示を行うものとする。また、同乗以外の方法で試験を行う場合においては、走行順路を示した図を事前に配付するなど、できる限り受験者が走行順路を覚えられるような配慮をすること。

なお、走行順路の教示又は減点後のは正措置若しくは危険防止のための指示を除き、助言等をしてはならないものとする。

5 試験後の指導・助言

試験官は、試験を終了した受験者に対し、当日の試験結果から見て運転上の重要なポイント又は今後の運転練習の努力目標について簡潔な指導・助言を行うものとする。

6 試験時等のならし走行

- (1) 場内試験（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許以外の免許に係る技能試験並びに大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査をいう。以下同じ。）については、原則として受験者ごとにおおむね100メートル（カタピラ限定大型特殊自動車免許に係る技能試験の場合は50メートル）の場内コースにおけるならし走行（以下「場内ならし走行」という。）を行うものとする。
- (2) 大型免許、中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能試験並びに大型免許及び中型免許に係る技能検査については、原則として受験者ごとにおおむね300メートルの場内ならし走行及びおおむね100メートルの道路におけるならし走行（以下「路上ならし走行」という。）を行うものとする。

なお、場内ならし走行においては、路上試験の安全性の確保のため、受験者の運転技能の把握を行うものとし、この距離で運転技能の十分な把握ができなかった者については、さらに100～200メートルの走行を行っても差し支えないこととする。また、路上試験のコースに坂道がある場合には、場内ならし走行において坂道コースで上り坂の停止及び発進も行うものとする。

- (3) 準中型免許及び普通免許に係る技能試験、技能検査及び技能再試験については、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの路上ならし走行、普通第二種免許に係る技能試験については、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの場内ならし走行及び路上ならし走行をそれぞれ行うものとする。
- (4) ならし走行から試験への移行については、下車しないこととし、路上ならし走行開始地点では必ず一旦停止させること。

（試験課題履行条件）

第17条 試験は、正確な法令履行及び正確な運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。

2 場内試験

場内試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 採点の範囲

採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しないこと。また、大型自動車及び中型自動車の技能審査については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しないこととする。

なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、同時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。

(2) 安全確認の方法

安全確認は、原則として直接目視及びバックミラーによること。

(3) コース

コースは、全て車道とみなす。

(4) 脱輪時の措置

車輪が縁石に乗り上げたとき（コース外に落輪したとき。）は、直ちに停止して、乗り上げる（落輪する。）以前の地点まで戻って走行し直すこと。

(5) 指示速度による走行

周回コース又は幹線コースの速度指定区間においては、指示速度に従って走行すること（指示速度は、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

(6) 鋭角コースの通過（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査の場合）

鋭角コースは、3回以下の切り返しによって通過すること。

(7) 上り坂の停止及び発進

指示した場所で停止し、直ちに発進すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

(8) 方向変換

方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る技能審査については、後方間隔も実施すること。

なお、^{けん}牽引車の方向変換については、方向変換のための後退を終了したときは、^{けん}牽引車と被牽引車とを直線の状態で停止させること（直線の状態で停止させることは、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

(9) 後方間隔（大型自動車及び中型自動車の技能審査の場合）

試験官の誘導により方向変換コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コースに設置された障害物（方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物）との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。最初の後退で0.5メートル以内とすることができなかった場合は、1回だけやり直しをするものとする。

(10) 路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車の場合）

1回の停車により、車体を道路のできる限り左側端に道路と平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。1回の停車で履行条件を満たせなかった場合は、切り返しを行って停車位置に合わせること。停車完了後は、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

なお、停止位置に合わせるための切り返しについては範囲の制限はないこととするが、停止位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、車体の先端が停止位置目標のポールより後方とならない範囲で行うこと。

(11) 隘路への進入（大型自動車及び中型自動車の場合）

走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の

向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した仮想線に挟まれた範囲）に車体の全部を入れること（進入範囲等は現場で再指示するものとする。）。

なお、おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。

(12) 走行終了時の措置

走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。

ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車（以下、「四輪車」という。）は、車体の先端を、指示した停止目標物（ポール等）に一致させる。ただし、バス型の自動車は中央ドアの中心を、指示した停止目標物に一致させる。

イ 大型特殊自動車（以下「大特車」という。）で作業機具を接地させる構造のものは、前記アのほか作業機具を水平に接地させる。

ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）は、前車輪の先端を停止目標物（ポール等）に一致させ、サイドスタンド（サイドスタンドのない車両は、メインスタンド）を立てる。

(13) 特別コースの走行（二輪車の場合）

ア 直線狭路コースの走行

直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により、大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）にあっては10秒以上、普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）にあっては7秒以上、普通二輪車で総排気量0.125リットル以下の限定条件の付されたもの（以下「小型二輪車」という。）にあっては5秒以上の所要時間で走行すること。

イ 連続進路転換コースの走行（小型二輪車を除く。）

立体障害物の間を順にS字状に、かつ、大型二輪車にあっては7秒以下、普通二輪車にあっては8秒以下の所要時間で走行すること。

ウ 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）

立ち姿勢（スクーター型の大型二輪車は着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。

エ 指定速度からの急停止

指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。

なお、指定速度に達しない速度で指定位置に差し掛かった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始していた場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをするものとする。

オ 側車付き二輪車は、「エ」の項目（指定速度からの急停止）のみ行うものとする。

3 路上試験

路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

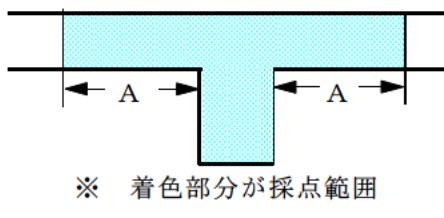
(1) 採点の範囲

ア 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。ただし、場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。

なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。また、場内コースの降車地点において下車する場合においては、停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点すること。

イ 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行うこと。ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しないこととする。

なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しないこととする。

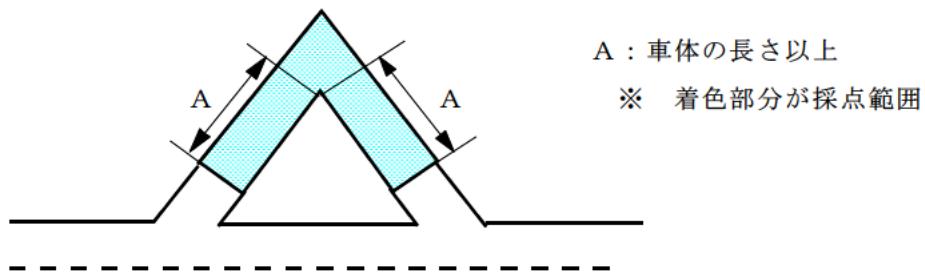


	Aメートル
普通自動車・ 準中型自動車	5.0
中型自動車	8.0
大型自動車	10.0

ウ 場内コースにおける縦列駐車の採点については、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内（コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。

なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため縦列駐車コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しないこととする。

エ 場内コースにおける鋭角コースの採点については、鋭角コースの採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とする。ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪については、採点しないこととする。



(2) 安全確認の方法

場内試験に準じる。

(3) 路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の場合）

ア 準中型免許及び普通免許の場合は、試験官からの「停車可能な場所で停車してください」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。

イ 大型第二種免許及び中型第二種免許の場合は、試験官から指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドアしかない車両の場合は、幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示）の中心に合わせて停車すること。

なお、路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合、3回目については場内の発着点等で実施することとする。

ウ 普通第二種免許の場合は、試験官から目標物を指定されたときは、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせて停車すること。また、試験官から「停車可能な場所で停車してください」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含んだ箇所で合図があったときは、停車禁止場所を避けたうえで合理的に最も近接した場所に停車すること。

なお、試験官から目標物を指定される停車（以下「指定場所における停車」という。）は1回、試験官からの合図による停車（以下「直前合図による停車」という。）は3回（うち停車禁止場所を含んだ箇所での停車は1回）実施することとする。

エ 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、ギアをニュートラル（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「A T車」という。）はパーキング）とし、ハンド（駐車）ブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。

(4) 転回（普通第二種免許の場合）

試験官に指示された区間内で、できる限り速やかに転回すること（試験官は、転回区間の100メートル以上手前の地点で走行中に指示すること。）。

転回を行うに当たっては、中央線に寄つてから行う又は一旦左側で停車してから行う等の方法でも良いが、交差点の交差路又は道路外の施設の出入口に一旦入り込んでのスイッチターン（道路が、積雪又は凍結している場合を除く。）や、信号機のある交差点での転回は行わないこと。

(5) 脱輪時の措置（場内コースの場合）

場内試験に準じる。

(6) 鋭角コースの通過（場内コースの場合）

場内試験に準じる。

(7) 方向変換（場内コースの場合）

方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施すること。

(8) 縦列駐車（場内コースの場合）

コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れた後に発進すること（駐車範囲等は、受験者に対し現場で再指示するものとする。）。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施すること。

(9) 後方間隔（大型自動車及び中型自動車の場内コースの場合）

試験官の誘導により方向変換コース又は縦列駐車コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース又は縦列駐車コースに設置された障害物（方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物）との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。

最初の後退で0.5メートル以内とことができなかった場合は、1回に限りやり直しをするものとする。

(10) 走行終了時の措置

走行を終了したときは、駐車状態とすること。

(11) 実施上の留意事項

ア 路上試験は、場内コースと路上コースとも同一の受験者に対して同一の試験官とする。

イ 路端へ停車する際及び停車中（受験者の交代時を含む。）は、停車するための進路変更の合図の後であれば非常点滅表示灯をつけても差し支えないものとする。

ウ 路上試験の安全性の確保のため、準中型免許及び普通免許を除き、場内コースを先に実施するものとする。準中型免許及び普通免許における場内コースについては、路上コースの後に実施するものとする。

（採点）

第18条 採点方法

(1) 試験の採点は、別表第7「採点基準」に定める減点事項に該当するものについて減点し、別表第8「採点基準細目一覧表（路上）」及び別表第8の2「採点基準細目一覧表（場内）」に準じた別記様式第4、別記様式第4の2、別記様式第4の3の「技能試験成績表」、別記様式第4の4の「技能審査成績表」及び別記様式第4の5の「実技成績表（外免切替え）」に記録して行うものとする。ただし、道路（コース）の形態、交通の状況、走行順路の設定方法等から減点することが明らかに不合理な場合は減点しないものとする。

(2) 採点は回数減点を原則とする。ただし、採点基準に定める「特別減点細目」に該当するものについては、1回目は減点を保留するが、2回以上該当した場合は、遡って1回目からその全てを減点する。

2 路上試験における是正措置

- (1) 次の場合は、試験官補助を適用して是正するものとする。
- ア 採点基準に定める危険行為等に該当するおそれがあるとき。
 - イ 周囲の状況から危険のおそれがある法令違反が行われようとしたとき。
 - ウ 周囲の状況から危険のおそれがある運転操作が行われようとしたとき。
- (2) 他の交通の円滑を妨げるおそれがある法令違反又は運転操作が行われようとした場合には、該当する減点細目を適用し、注意を与えて是正させるものとする。

3 走行順路を間違えた場合等の措置

試験において走行順路を間違えた場合は、直近の道路（場内試験にあっては、直近の幹線コース又は周回コース）を前進う回して正規の走行順路に復帰するものとする。この場合において、走行順路を間違えたことについては減点しないが、正規の走行順路に復帰する間にについては採点の範囲とする。

（合格基準）

第19条 試験の成績は100点満点とし、免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。

- (1) 第二種運転免許は80点以上
- (2) 第一種運転免許、準中型仮免許及び普通仮免許は70点以上
- (3) 大型仮免許及び中型仮免許は60点以上

（試験の中止）

第20条 次に掲げる事項に該当したときは、試験を中止するものとする。

- (1) 危険行為等

別表第7「採点基準」に定める次の事項に該当したとき。

ア 場内試験

逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反

イ 路上試験

逆行（大）、発進不能、暴走、ふらつき（大）、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、通行禁止違反等

- (2) 試験官補助

試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合又は試験を同乗以外の方法で行うときなど、試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに、口頭による指示等の手段によりこれにかわる補助を行った場合

- (3) 減点超過

減点した合計点によって、合格基準に定める免許の種類ごとの成績を得ることができないことが明らかとなった場合

- (4) 指示違反

試験実施のための指示をしたにもかかわらず、これに従わない場合

第5章 試験結果処理

(試験結果の取扱い)

第21条 適性、学科又は技能試験の結果は、それぞれ受験票の該当欄に、別記様式第5の「合格」、「免除」又は「不合格」の印を押すものとする。

(試験結果の処理)

第22条 免許試験の実施結果は、別記様式第6の「自動車等運転免許試験結果報告書」により関係書類を添え、公安委員会の決裁を受けるものとする。

(申請書等の処理)

第23条 免許申請書は、合格のものについては別記様式第7の「試験合格印」を、不合格のものについては別記様式第8の「試験不合格印」を押印するものとする。

2 仮免許申請書及び同受験票には、合格のものについては別記様式第9の「仮免許試験合格印」を、不合格のものについては別記様式第10の「仮免許試験不合格印」を押印するものとする。

第6章 緊急自動車の運転資格審査

(緊急自動車の運転資格審査)

第24条 規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査は、別表第10「緊急自動車運転資格審査の内容」に基づいて行うものとし、審査の判定は、別記様式第4の6の「緊急自動車審査判定表」に基づいて行うものとする。

第7章 試験官

(試験官)

第25条 試験官の指定

規則第24条第8項に規定する公安委員会の指定は、別記様式第11の「試験官指定書」（以下「指定書」という。）を交付して行うものとする。

2 試験官の資格要件

試験官としての資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員であること。
- (2) 25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けしており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る免許についての試験にあっては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法など必要な知識を有するものであること。

3 試験官の教養

- (1) 試験官として新たに指定を受けようとする者（以下「新規指定者」という。）及び試験官の職から離れていた者で再度試験官として指定を受けようとする者（以下「再指定者」という。）に対しては、次の表に掲げる区分に応じ教養を行うものとする。ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者が、教養を受けようとする場合には、適宜、教養

の科目及び時間の一部を省略することができる。

項 目	科 目	指 定 種 别	
		新規指定者	再 指 定 者
一 般 教 養	運転免許制度の教養	2 時間以上	—
	試験官の心構え	2 ヶ月	2 時間以上
	運転免許事務の概要	3 ヶ月	—
	運転心理	3 ヶ月	—
	計	10 ヶ月	2 時間以上
基 礎 教 養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60 ヶ月	4 ヶ月
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 ヶ月	3 ヶ月
	自動車の安全な運転に関する知識	50 ヶ月	4 ヶ月
	試験官として必要な自動車の運転技能	90 ヶ月	8 ヶ月
	運転免許試験に関する法令等の知識	30 ヶ月	2 ヶ月
	計	250 ヶ月	21 ヶ月
実 務 教 養	技能試験の実施に関する実務	20 ヶ月	3 ヶ月
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 ヶ月	15 ヶ月
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 ヶ月	10 ヶ月
	試験実施基準に関する知識	130 ヶ月	12 ヶ月
	計	420 ヶ月	40 ヶ月
合 計		680 ヶ月	63 ヶ月

(2) 試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

(指定書の交付)

第26条 第25条の規定により、指定を受けた試験官に対しては別記様式第11の「試験官指定書」を交付するものとする。

(指定書の返納)

第27条 指定を受けた試験官が転任・退職等により、その職を去ったときは、速やかに試験官指定書を返納するものとする。

第8章 雜則

(実施要領等の委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、免許試験の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

(別記様式 省略)

別表第1（第7条、第15条関係）

学科試験等合格基準

免許種別 区分	大型第二種・中 型第二種・普通 第二種・牽引第 二種・大型特殊 第二種	大型・中型・ 準中型・普通 ・大型特殊・ 大型二輪・普 通二輪	小型特 殊	原動機 付自転 車	大型仮免・ 中型仮免・ 準中型仮免 ・普通仮免	外国の行政庁の運転免許を有 する者が自動車等を運転する ことに支障がないことの確認
出題数	95問	95問	48問	48問	50問	10問
制限時間	50分	50分	30分	30分	30分	7分
合格基準	90%	90%	90%	90%	90%	70%

別表第2（第10条関係）

場内試験課題設定基準

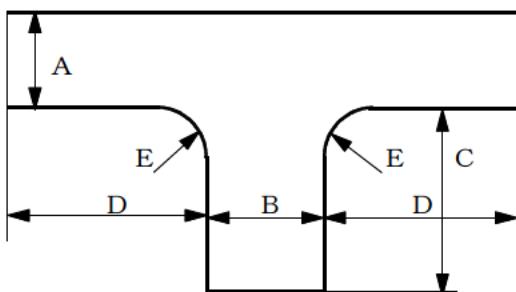
1 場内試験の課題設定基準は、次の表のとおりとする。

課題	免許の種類	大型特殊・ 大型特殊第二種		大型二輪	普通二輪		けん 牽引・ けん 牽引 第二種	大型仮	中型仮	準中型仮 ・普通仮
		装輪	カタピラ			小型限定				
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上 2回以下		1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 3回以下
	周回コース	1回以上		3回以上	3回以上	3回以上	1回以上	2回以上	2回以上	4回以上
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	1回以上	1回以上	2回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ 2回以上	それぞれ 1回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 3回以上
	信号通過	1回以上		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
横断歩道の通過		2回以上		2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
踏切の通過		1回以上		1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
曲線コースの通過				1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上	1回	1回	1回	1回
屈折コースの通過				1回	1回	1回		1回	1回	1回
坂道コースの通過				1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下		1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
方向変換		1回					1回			
路端における停車及び発進								1回	1回	
あい隣路への進入								1回	1回	
特別コースの走行	直線狭路コースの走行			1回	1回	1回				
	連続進路転換コースの走行			1回	1回					
	波状路コースの走行			1回						
	指定速度からの急停止			1回	1回	1回				
障害物設置場所の通過		1回以上	1回以上	3回以上	3回以上	3回以上	1回以上	3回以上	3回以上	2回以上
走行距離（メートル）		1200以上	200以上	1500以上	1200以上	1200以上	1200以上	1200以上	1200以上	2000以上

2 場内で行う試験コースの設定（路上試験における場内コースを含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 「指定場所における一時停止」の場所には、道路標識（330）及び道路標示（203、幅0.45メートルのもの。以下「停止線」という。）を設けるものとする。
- (2) 「交差点の通行」には、生け垣、塀等を設置した見通しのきかない交差点の通行を含めるものとする。
- (3) 「右折・左折」のうちそれぞれ2回以上は、進路変更が明確に行える区間におけるものとする。ただし、大特車（カタピラを有するものに限る。）にあってはこの限りではない。
なお、環状交差点における右左折は「右折・左折」に算入しないこととする。
- (4) 信号機の表示は、原則として青、黄、赤の切り替えとし、信号機のある交差点には横断歩道及び停止線を設けるものとする。
- (5) 横断歩道には、道路標識（407-A・B）及び道路標示（201）を設けるものとする。
- (6) 踏切には、踏切敷を表示する白線（幅0.45メートルのもの）又は踏切の手前の側端から0.5メートル手前の地点に停止線を設けるものとする。
- (7) 交差点及び狭路コース（曲線コース、屈折コース、方向変換コース、縦列駐車コース及び鋭角コースをいう。以下同じ。）の入口には、走行順路を教示するための番号表示板等を設けるものとする。
- (8) 曲線コース、屈折コース、方向変換コース及び鋭角コースは規則別表第3によるものとし、それぞれの出入口部のすみ切り半径は、大型免許用コース（以下「大型コース」という。）、大型第二種免許用コース（以下「大型二種コース」という。）並びに中型免許及び中型第二種免許用コース（以下「中型コース」という。）については3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許用コース（以下「準中型・普通コース」という。）については2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許用コース（以下「二輪コース」という。）については1メートル以上とする。
なお、これらのコースのすみ切り半径がこの基準に満たないものであるときは、右折により進入及び離脱させるものとする。ただし、コース左側端からおおむね1メートル離れた位置から容易に左折進入できる形態の場合は、この限りではない。
鋭角コースにおいてコース外側の曲角部をコース内側の切取線と平行に切り取ることができるが、この場合の長さは、大型二種コース及び中型第二種免許用コースについては2.5メートル以内、普通第二種免許用コースについては1.8メートル以内とする。
- (9) 「坂道コースの通過」には、上り坂における停止及び発進を含むものとする。
- (10) 牽引免許及び牽引第二種免許に係る「曲線コースの通過」は、中型コース又は大型二種コースで行うものとする。ただし、大型二種コースとする場合は、別表第4中4(2)によるものとする。
- (11) 大型特殊免許、大型特殊第二種免許及び大特車の農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するための牽引免許に係る「方向変換」は、試験車の大きさに適した中型コース又は準中型・普通コースで行うものとする。
なお、中型コースの代わりに大型二種コースとしても差し支えないものとする。

(12) 自衛官が最大積載量6,000キログラム以上、長さ6.65メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車によって最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を牽引して運転するための牽引免許に係る方向変換コース（以下「自衛隊牽引コース」という。）は、次のとおりとする。



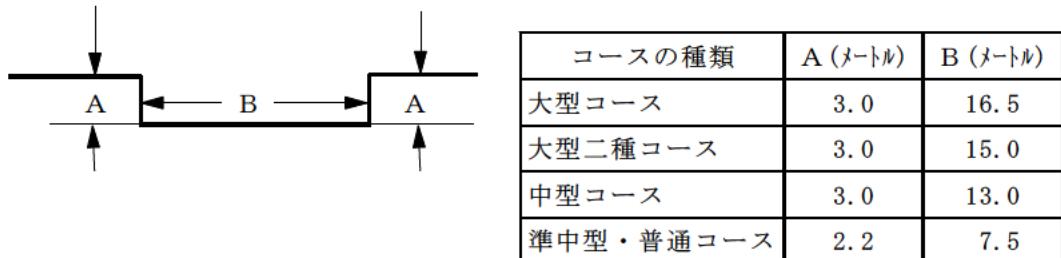
区分	幅		奥行	出入口部の長さ	すみ切り半径
記号	A(メートル)	B(メートル)	C(メートル)	D(メートル)	E(メートル)
寸法	8.0	7.0	13.0	※	1.5

※ 牽引車と被牽引車を連結した状態における長さ以上

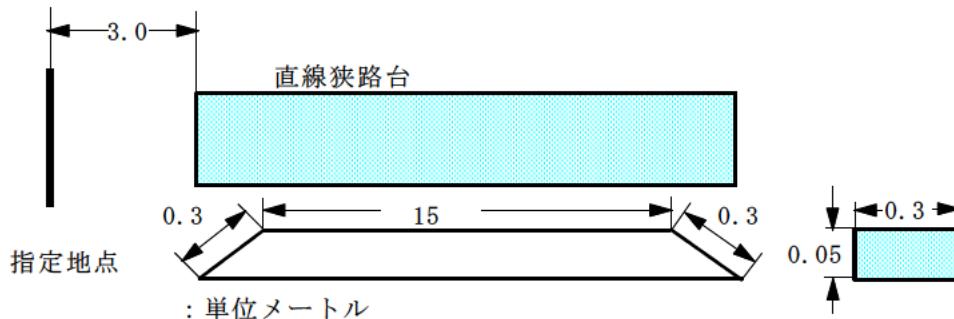
(13) 前記(11)及び(12)以外の牽引免許及び牽引第二種免許に係る「方向変換」は、中型コースの出入口部の長さを試験で使用する牽引車と被牽引車を連結した状態における長さ以上として行うものとする。

なお、中型コースの代わりに大型二種コースとしても差し支えないものとする。

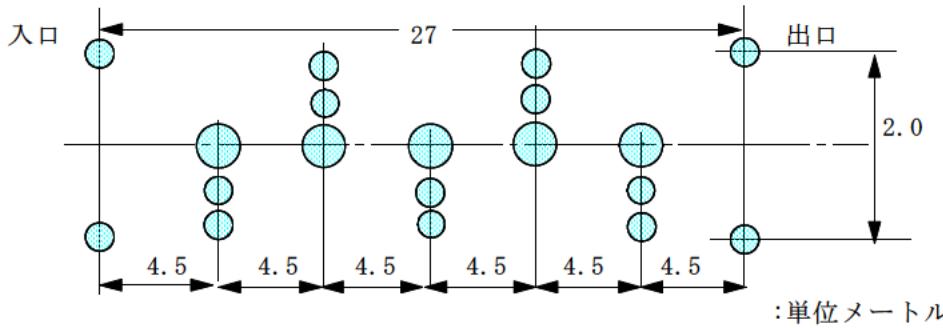
(14) 縦列駐車コースは、次のとおりとする。



(15) 直線狭路コース及び直線狭路台は、次のとおりとする。



(16) 連続進路転換コースは、次のとおりとする。



注1 障害物は、ロード・コン大（高さおおむね0.70メートルで底辺の一辺がおおむね0.37メートルのものをいう。以下同じ。）又はロード・コン小（高さおおむね0.45メートルで底辺の一辺がおおむね0.27メートルのものをいう。以下同じ。）とし、図のように中心線上にロード・コン大を5本、その他にロード・コン小を設置する。

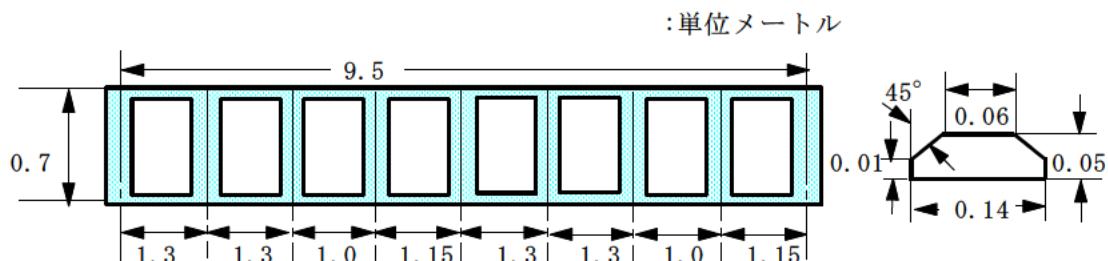
注2 進入方向は、左右いずれでもよいが、図示のとおり入口及び出口には中心線を挟み2メートルの間隔でロード・コン小を設置する。

注3 試験車にバンパー（セーフティ・パイプ）が装備されてない場合の障害物間の距離は、図の障害物の間隔から0.5メートル減じて4.0メートルとするが、入口から最初のロード・コン大まで及び最後のロード・コン大までの距離を5.5メートルとし、全長は同じとする。

注4 中心線の設定位置は、縁石等からおおむね2.0メートル以上に設けること。

注5 補装されているものとする。

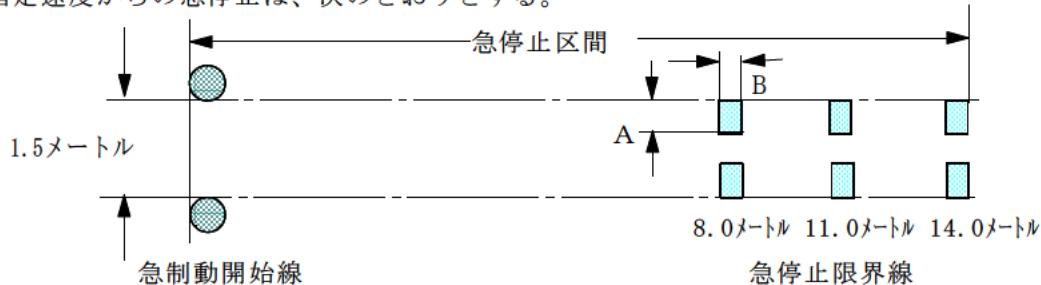
(17) 波状路コースは、次のとおりとする。



注1 コースの側端は、白色の線又は金属性の枠により表示されているものであること。

注2 補装されているものとする。

(18) 指定速度からの急停止は、次のとおりとする。



注1 急停止区間は、それぞれの指定速度について、路面の乾燥時又は湿潤時ごとに次の表のとおりとする。

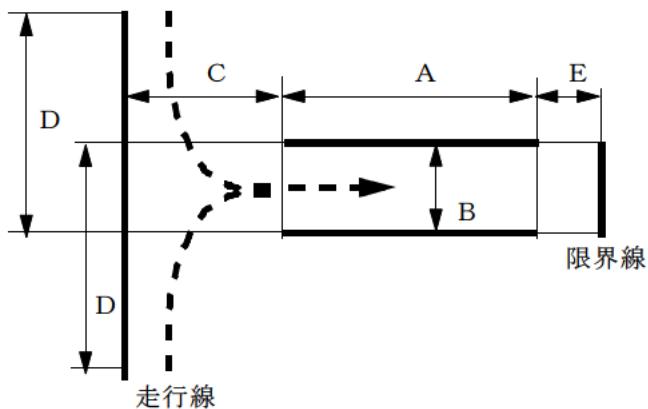
区分	指定速度 (キロメートル毎時)	急停止区間(メートル)	
		乾燥時	湿潤時
大型二輪	40	11	14
普通二輪	40	11	14
小型二輪	30	8	11

注2 急制動開始線は、ロード・コン大とする。

注3 急停止限界線の表示は図示のとおりとし、その長さAは0.25メートル、幅Bは0.15メートルとする。

注4 補装されているものとする。

(19) あい 隘路への進入コースは、次のとおりとする。



免許の種類	A(メートル)	B(メートル)	C(メートル)	D(メートル)	E(メートル)
大型・大型二種	12	3	6	12以上	2
中型・中型二種	8	2.7	6	8以上	1.5

注1 路面にラインを引く。

注2 進入方向は、右折及び左折の二種類とする。

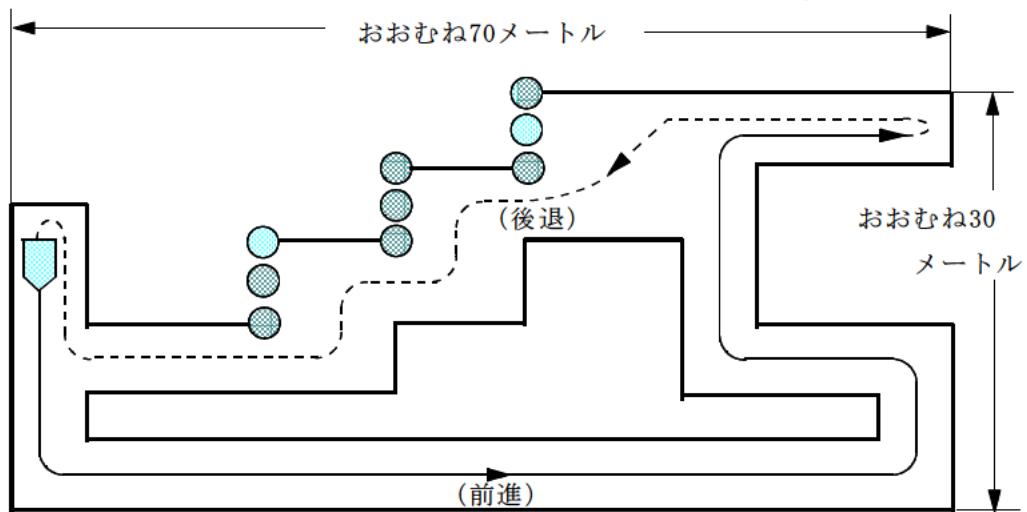
注3 右折及び左折を個別に設置しても差し支えないこととする。

注4 補装されているものとする。

(20) 障害物設置場所の通過は、次のとおりとする。

障害物設置場所の通過は、場内課題設定基準による免許の種類ごとに、別表第4「立体障害物設置基準」に定める障害物の設置場所とする。

(21) カタピラ限定大型特殊免許に係るコースの形状は次のとおりとする。 (例示)



注1 コース幅員は、試験車の車体（本体の部分）の幅に2メートルを加えたものとする。

注2 走行は、前進及び後退とする。

別表第3（第10条関係）

路上試験課題設定基準

1 路上試験の課題設定基準は、次のとおりとする。

課題	免許の種類	大型・中型	準中型	普通	大型第二種 中型第二種	普通第二種
信号通過又は一時停止		3回以上	3回以上	1回以上	3回以上	3回以上
右折・左折	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	3回以上
横断歩道の通過	4回以上	4回以上	2回以上	6回以上	6回以上	
路端への停車及び発進		1回	1回	3回	4回	
転回						1回
走行距離（メートル）	5,000以上	5,000以上	4,500以上	6,000以上	6,000以上	
場内コース	鋭角コースの通過				1回	1回
	方向変換又は縦列駐車	1回	1回	1回	1回	1回
	後方間隔	1回			1回	
	障害物設置場所の通過	1回	1回	1回	1回	1回

2 試験コースの設定は、次のとおりとする。

- (1) 普通第二種免許に係る「信号通過又は一時停止」は、信号機の信号によらない一時停止を2回以上含めるものとする。
- (2) 「右折・左折」の回数は、進路変更が明確に行える道路におけるものとする。
なお、環状交差点における右左折は「右折・左折」の回数に含めないこととする。
- (3) 「横断歩道の通過」の回数には、信号機が設置された横断歩道であっても、当該横断歩道を通過する際に、信号機の表示する信号により、試験車両の進行及び歩行者の横断の両方が禁止されていない状態であれば含めることができるものとする。
- (4) 路端への停車及び発進
 - ア 準中型免許及び普通免許については、停車禁止場所を含まない場所における直前合図による停車（荷物の積卸し、休憩等のための停車を想定）を1回とする。
 - イ 大型第二種免許及び中型第二種免許については、指定場所における停車（路線バスの停留所への停車を想定）を3回とする。
 - ウ 普通第二種免許については、指定場所における停車（旅客の乗車を想定）を1回及び直前合図による停車（旅客からの停止要請を想定）を3回とするが、直前合図による停車のうちの1回は、停車禁止場所を含む場所を設定すること。また、これらの停車を行う順序については問わないこととする。
 - エ 指定場所の目標物は、目標物の中心線が容易に判断でき、路端に近接して設置されていて視認性が良く、かつ、その高さは、大型第二種免許及び中型第二種免許については路線バス停留所表示板の支柱以上とし、普通第二種免許についてはガードレール

の支柱程度以上とする。

なお、指定場所は、不測の状況が発生し停車できない場合に備えて、2次、3次の指定場所を設定しておくこと。また、同一道路で複数箇所設定する場合は、おおむね500メートル以上空けることとする。

- (5) 普通第二種免許の転回は、歩車道の区別がある道路において行うこととし、おおむね100メートル以上200メートル以下の区間で設定することとする。

(6) コース環境

ア 大型免許及び中型免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとし、その内に50キロメートル毎時以上で2,000メートル以上走行可能な道路を含めることとする。

イ 準中型免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとする。

ウ 普通免許は、40キロメートル毎時以上の走行が可能である道路を含めることとする。

エ 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとし、その内に50キロメートル毎時以上で1,200メートル以上走行可能な道路を含めることとする。また、歩行者及び車両がともに通行しており、視界に歩行者や軽車両が途切れない環境で、人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等の生活ゾーン内の道路（以下「生活道路」という。）を600メートル以上1,200メートル以下含めることとする。

なお、生活道路については、歩行者や軽車両の往来がそれほど頻繁でなくとも、駐車車両が多くあり、その間から歩行者が出てくる可能性があるような道路であってもよいものとし、大型第二種免許及び中型第二種免許の生活道路については、中央分離帯のない片側1車線で路線バスが運行している道路、若しくは片側2車線であっても駐車車両が多くあるような道路、又は中央分離帯があるが駐車車両が多くあるような道路であってもよいものとする。

- (7) 場内コースにおける方向変換コース及び鋭角コースの進入方法は、それぞれ2種類以上とする。

別表第4（第10条関係）

立体障害物設置基準

場内コースに設置する障害物は、次のとおりとする。

1 障害物の設置場所

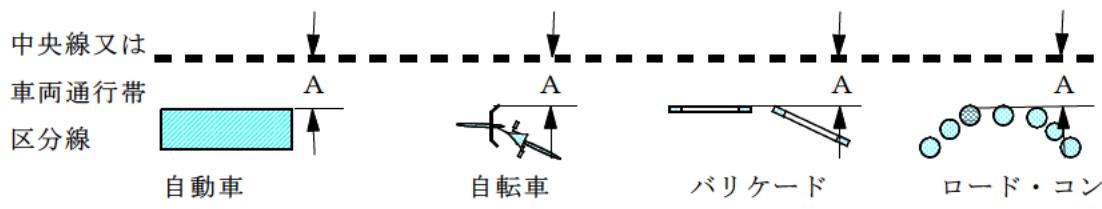
幹線コース又は周回コース、屈折コース、方向変換コース、縦列駐車コース及び曲線コースの5コースとする。

2 障害物の設置例

(1) 幹線コース又は周回コース

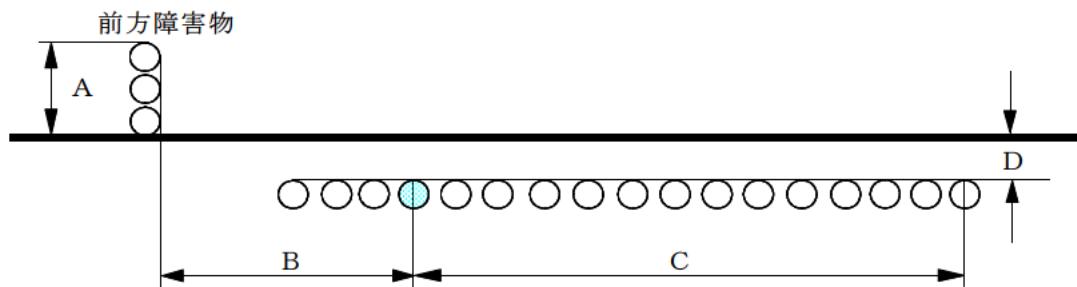
ア 駐車車両、道路工事、路上放置物その他道路上の障害物に模して設置する場合

設置場所は、中央線又は車両通行帯区分線から左へおおむね1メートル以上2メートル以下の間隔を保つものとする。



A (メートル)	1.0以上2.0以下
----------	------------

イ 大型自動車及び中型自動車に係る路端における停車及び発進の課題のために設置する場合



※ ●印は停車位置目標のポール

免許の種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)	D (メートル)
大型	2.5	8.0	12.0以上	0.3
大型二種	2.5	5.0	10.0以上	0.3
中型・中型二種	2.5	4.0	8.0以上	0.3

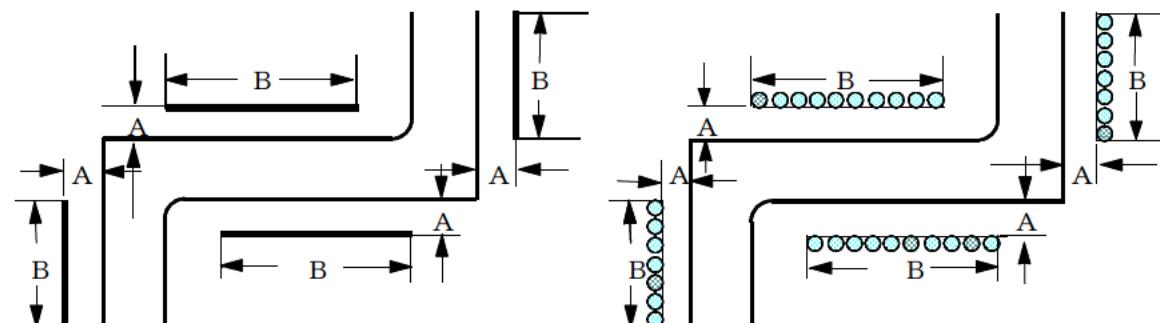
注1 障害物は高さ2メートル以上のポールとし、ポール間の距離は1メートル以下とする。また、停車位置目標のポールは、他のポールとは色を変更する等により容易に判別できるようにすること。

注2 前方障害物については、その下を普通自動車等が走行できるような吊り下げ式としてもよいこととする。

注3 原則として、前方障害物の手前に、BとCの距離を足した2倍以上（大型であれば40メートル以上）の距離が確保できる場所に設置すること。

(2) 届折コース

ア 大型コース、大型二種コース、中型コース及び準中型・普通コース

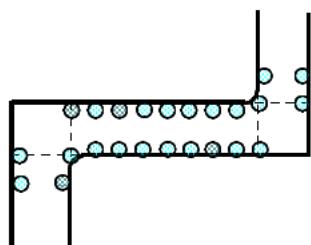


コースの種類	A (メートル)	B (メートル)
大型コース	1.50	5.0以上
大型二種コース	1.80	5.0以上
中型コース	0.75	5.0以上
準中型・普通コース	0.25	4.0以上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

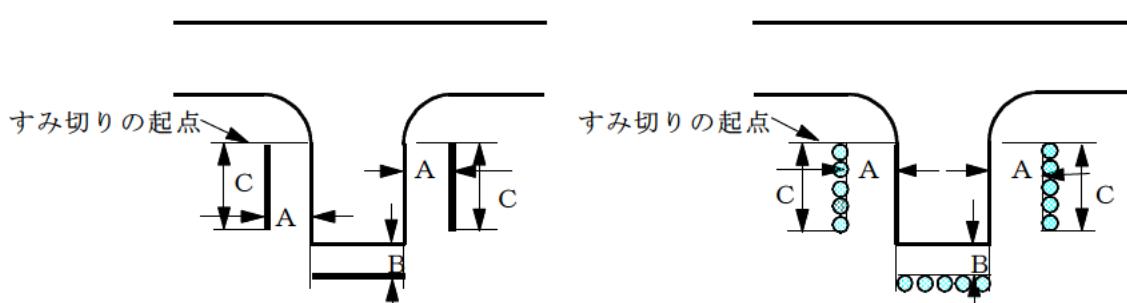
イ 二輪コース



注 障害物は、図示のとおりロード・コン小をコース内側に接して設置すること。

また、その間隔は、おおむね1メートルとする。

(3) 方向変換コース



コースの種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)
大型コース・大型二種コース ・中型コース	0.5	1.0	5.0
準中型・普通コース	0.25	0.5~0.8	3.0
自衛隊牽引コース	0.5	1.0	10.0

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

(4) 縦列駐車コース

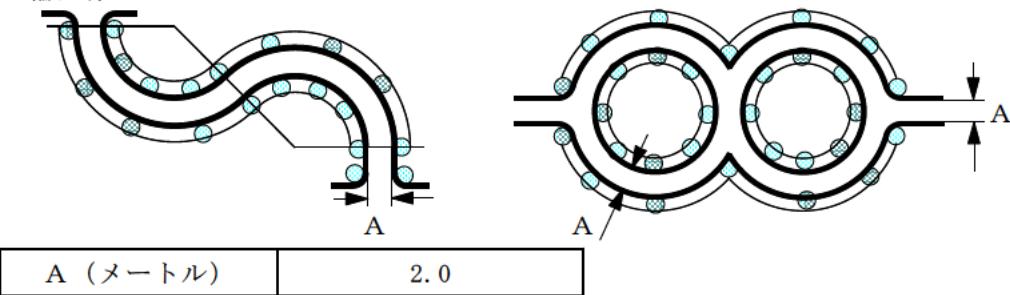


コースの種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)
大型コース	3.0	16.5	おおむね3.0
大型二種コース	3.0	15.0	おおむね3.0
中型コース	3.0	13.0	おおむね3.0
準中型・普通コース	2.2	7.5	おおむね2.0

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

(5) 二輪曲線コース

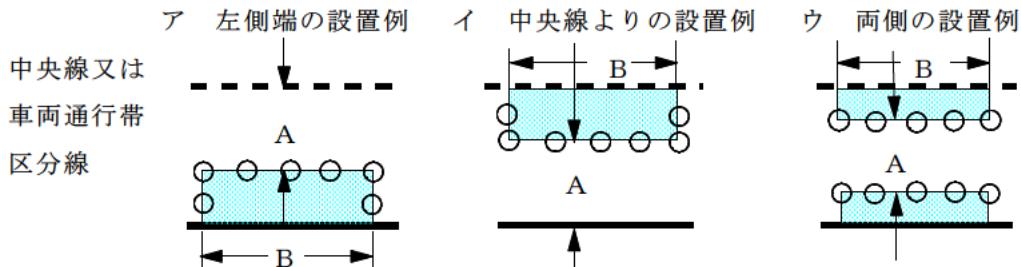


注 障害物は、ロード・コン大をコース側端の外側に沿って設置すること。

3 障害物設置場所等の例外

前記1及び2により障害物を設置できない場合は、次によるものとする。

(1) 幹線コース又は周回コースの駐車車両、道路工事、路上放置物その他道路上の障害物に模して設置する場合



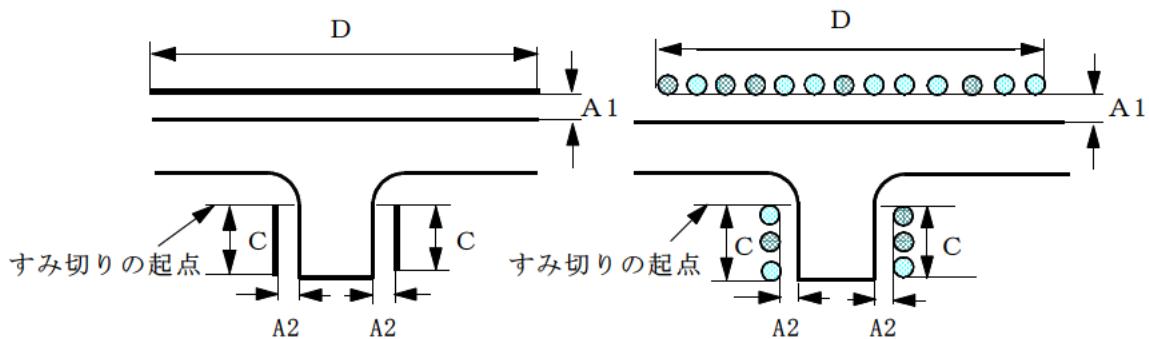
免許の種類	A (メートル)	B (メートル)
大型・中型・大型特殊・牽引・大型第二種・ 中型第二種・大型特殊第二種・牽引第二種	3.0	おおむね 3.0~5.0
準中型・普通・普通第二種	2.3	同上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

(2) 方向変換コース

後方に障害物を設置できない場合、次のとおりとする。



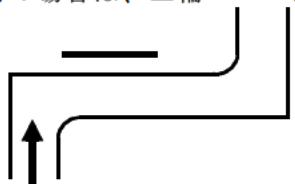
コースの種類	A 1(メートル)	A 2(メートル)	C(メートル)	D(メートル)
大型コース	1.5	0.5	5.0	18.0以上
大型二種コース	1.8	0.5	5.0	18.0以上
中型コース	0.5	0.5	5.0	18.0以上
準中型・普通コース	0.25	0.25	3.0	12.0以上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

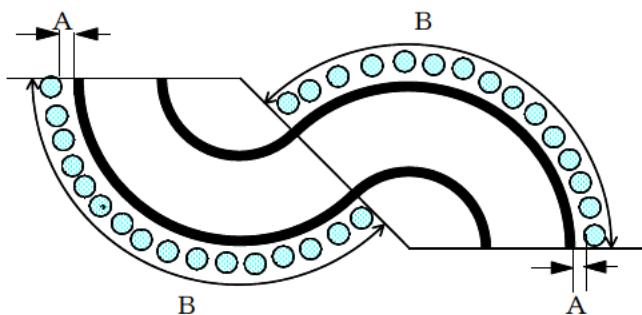
(3) 屈折コース

ア 一方通行の場合は、二輪コースを除き、次の2箇所でよいものとする。



注 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

イ コースの形態により設置できない場合は、曲線コースを使用し、次により設置するものとする。

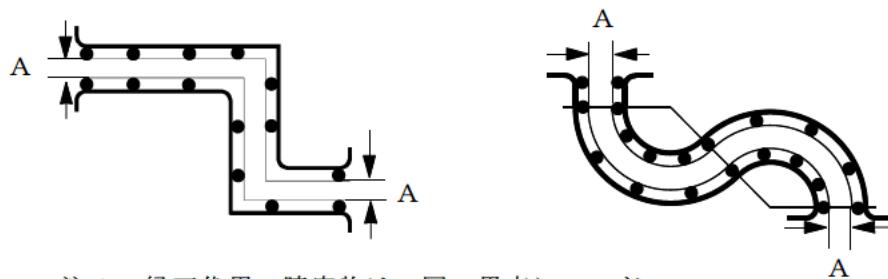


コースの種類	A(メートル)	B
大型コース・ 大型二種コース	1.0	円周の3/8
中型コース	0.4	円周の3/8
準中型・普通コース	0.0	円周の3/8

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

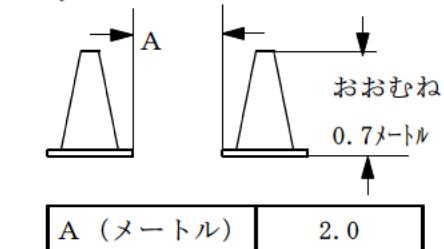
注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

(4) 準中型・普通コースを用いて二輪車に係る試験を行う場合

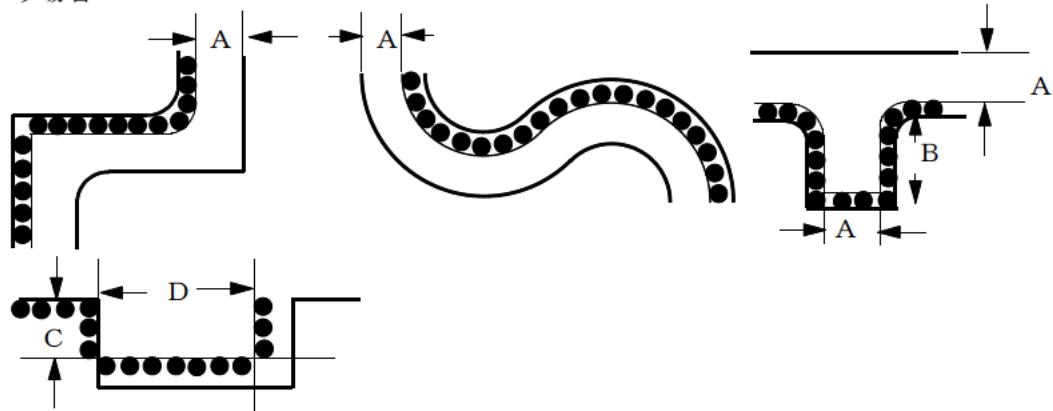


注1 縁石代用の障害物は、図の黒点にロード・コン
大を設置すること。

注2 届折コースには、更にロード・コン
小を設置すること。その設置方法は、
「2 障害物の設置例 (2) 届折コース
イ 二輪コース」のとおりとする。



(5) 準中型・普通コースを用いて総排気量0.66リットル以下の普通自動車に係る試験を行
う場合



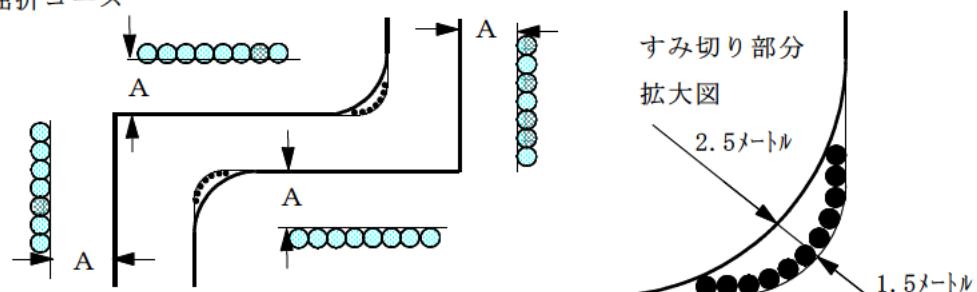
A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)	D (メートル)
3.0	4.5	2.0	5.5

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

4 大型二種コースを用いて中型自動車に係る試験を行う場合

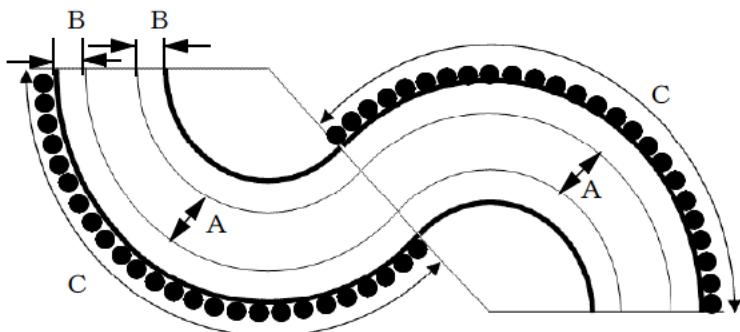
(1) 届折コース



注1 縁石の代用として、すみ切り部分の黒点に小パイロン(高さおおむね0.07メー
トルの円柱状のものをいう。以下同じ。)を設置する等により、半径を1.5メー
トルとすること。

注2 移動式障害物等により、Aの距離を0.75メートルとすること。

(2) 曲線コース

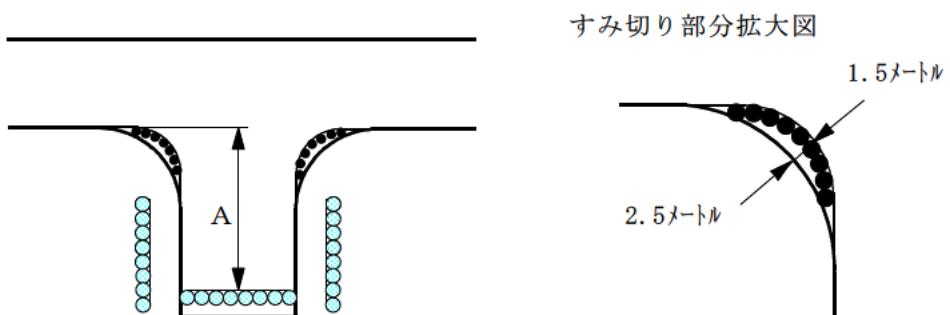


A (メートル)	B (メートル)	C
4.0	0.5	円周の3／8

注1 コース側端から内側0.5メートルの距離のところにラインを引くこと。

注2 図の黒点に（縁石に沿って）ロード・コン大を設置すること。この場合のロード・コン大は、障害物設置場所の通過とは見なさないものとする。

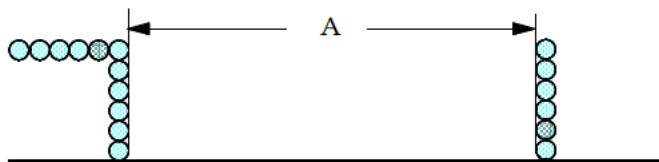
(3) 方向変換コース



注1 縁石の代用として、すみ切り部分の黒点に小パイロンを設置する等により、半径を1.5メートルとすること。

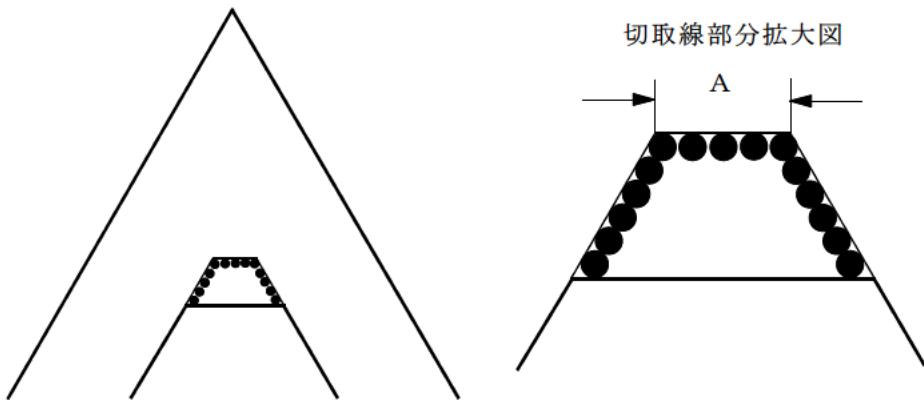
注2 原則として後方に移動式障害物等を設置し、Aの距離を9メートルとすること。

(4) 縦列駐車コース



注 移動式障害物等により、Aの距離を13メートルとすること。

(5) 鋭角コース



注 縁石の代用として、図の黒点に小パイロンを設置する等により、切取線の長さAを0.5メートルとすること。

別表第5（第11条関係）

試験車両基準

試験車両の基準は、次のとおりとする。

1 標準試験車

免許の種類	自動車の区分	車体の大きさ（メートル）			装置
		長さ	幅	軸距	
大型免許及び 大型仮免許	最大積載量10,000 キログラム以上の大型 自動車	11.00以上 12.00以下	2.40以上 2.50以下	6.90以上 7.20以下	補助ブレーキ を有するもの で、3軸以上有 するもの
中型免許及び 中型仮免許	最大積載量5,000 キログラム以上6,500 キログラム未満の中型 自動車	7.00以上 8.00以下	2.25以上 2.50以下	4.10以上 4.40以下	補助ブレーキ を有するもので あること。
準中型免許及 び準中型仮免許	最大積載量2,000 キログラム以上4,500 キログラム未満の準中 型自動車で、前輪輪距 が1.30メートル以上の もの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキ を有するもので あること。
普通第二種免 許、普通免許及 び普通仮免許	乗車定員5人以上の 普通乗用車で、輪距が 1.30メートル以上のも の	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	補助ブレーキ を有するもので あること。
大型特殊免許 及び大型特殊第 二種免許	車両総重量5,000 キログラム以上の車輪 を有する大型特殊自動 車で20キロメートル每 時を超える速度を出 くことができる構造のも の（カタピラを有する 大型特殊自動車のみを 運転しようとする者に ついては、車両総重量 5,000キログラム以上 のカタピラを有する大 型特殊自動車）				

大型二輪免許	総排気量0.700リットル以上の大型二輪車 (当分の間、A T限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上もの)	総排気量0.700リットル以上 (当分の間、A T限定大型二輪免許にあっては、総排気量0.600リットル以上) 1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上のもの			
普通二輪免許	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車 (小型限定普通二輪免許にあっては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの)	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの			
牽引免許及び牽引第二種免許	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの		牽引車は四輪車の中型自動車（車両総重量11,000キログラム未満、第5輪荷重6,500キログラム未満、乗車定員29人以下）に限る		
大型第二種免許及び大型仮免許	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上 11.00以下	2.40以上 2.50以下	5.15以上 5.35以下	補助ブレーキを有すること。
中型第二種免許及び中型仮免許	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.20以上 9.30以下	2.25以上 2.50以下	4.20以上 4.40以下	補助ブレーキを有すること。

※ 公安委員会が提供した自動車を使用することが困難な場合に限り、公安委員会が指定した自動車を使用するものとする。

2 特例試験車

特別の必要がある場合	免許の種類	試験車	免許の限定
自衛官が自衛隊用自動車を運転するため免許の申請があった場合	大型免許及び大型仮免許	最大積載量6,000キログラム以上の大型自動車で長さ6.65メートル以上、幅が2.4メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車 (注) コースについては中型コース基準によるものとする。また、立体障害物設置基準に定める屈折コースにおける立体障害物の設置位置は、コース側端から0.90メートルとができる。	大型自動車は自衛隊用自動車に限るものとする。
	普通免許及び普通仮免許	最大積載量3／4トン以上の四輪の自動車	限定なし
	牽引免許	1 被牽引車で最大積載量2,000キログラム以上のものを牽引するための構造及び装置を有する四輪の大型自動車、中型自動車又は普通自動車（専ら牽引のために使用されるものを除く。）で牽引しているもの 2 最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車（牽引するための構造及び装置を有するものに限る。）で牽引しているもの	1 限定なし 2 カタピラを有する大型特殊自動車による牽引に限るものとする。
大型特殊自動車のうち農耕作業用自動車のみを運転するため大型特殊免許の申請があった場合	大型特殊免許	車両総重量1,300キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの	大型特殊自動車は農耕作業自動車に限るものとする。

大型特殊免許を有する者が農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するため牽引免許の申請があった場合	^{けん} 牽引免許	最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量1,500キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車（被牽引車を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のものに限る。） が牽引しているもの	農耕作業用自動車による牽引に限るものとする。
普通自動車を運転できる免許を有する者がセミトレーラ以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のものののみを牽引するため牽引免許の申請があった場合	^{けん} 牽引免許及び ^{けん} 牽引第二種免許	キャンピングトレーラその他の車両総重量2,000キログラム未満の被牽引車で、セミトレーラに該当しないもの	セミトレーラ以外の車両総重量2,000キログラム未満のものに限るものとする。
規則第24条第6項ただし書き（特別の必要がある場合を除く。）に該当する者から免許の申請があった場合	各種免許	「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について（通達）」（令和元年9月19日付け、警察庁丙運発第17号）の別表2に掲げる自動車と同一規格のもので補助ブレーキを有するもの	同通達の定めるところにより運転することができる自動車に限るものとする。

別表第6（第14条関係）

技能審査課題設定基準

1 規則第18条の5に係る技能審査課題設定基準は、次の表のとおりとする。

免許の種類	免許の条件等	審査用車両	課題	走行距離(メートル)	合格基準
大型免許	「大型車はマイクロバスに限る」 「大型車は自衛隊用自動車に限る」	大型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、曲線コース及び屈折コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入、後方間隔並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70パーセント以上
中型免許	「中型車は中型車(8t)に限る」	中型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、曲線コース及び屈折コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入、後方間隔並びに障害物設置場所の通過（A T限定条件が付されている場合は、坂道コースの通過も実施する。）	おおむね 1,200	70パーセント以上
準中型免許	「準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る」	車両総重量 5,000キログラム以上の準中型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、曲線コース及び屈折コースの通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過（A T限定条件が付されている場合は、坂道コースの通過も実施する。）	おおむね 1,200	70パーセント以上
	「準中型車(5t)及び普通車は自三車、軽車(360)に限る」	車両総重量 5,000キログラム以上の準中型免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70パーセント以上
普通免許	「普通車はA T車に限る」	普通免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70パーセント以上
	「普通車は軽車(360)に限る」 「普通車は軽車(550)に限る」 「普通車は軽車(660)に限る」	普通免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70パーセント以上
	「普通車は○○t以下に限る」 「普通車は長さ○m幅○m以下の車両に限る」	普通免許に係る標準試験車又は限定された普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70パーセント以上
	「普通車はミニカーに限る」	普通免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈	おおむね 2,000	70パーセント以上

			折コース及び坂道コースの通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過		
大型特殊免許	「大特車はカタピラ車に限る」「大特車は農耕車に限る」	大型特殊免許に係る標準試験車又は特例試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70パーセント以上
大型二輪免許	「二輪車はAT車に限る」「二輪車は特定二輪のAT車に限る」「大型二輪は電動大型二輪車に限る」	大型二輪免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね 1,500	70パーセント以上
普通二輪免許	「普通二輪はAT車に限る」「普通二輪は小型二輪に限る」「普通二輪は特定二輪のAT車に限る」	普通二輪免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね 1,200	70パーセント以上
けん牽引免許	「けん引はカタピラ車に限る」「けん引は農耕車に限る」「セミトレーラ以外の総重量2t未満の被けん引車に限る」	けん牽引免許に係る標準試験車又は特例試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70パーセント以上
大型第二種免許	「大型車はマイクロバスに限る」	大型第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、曲線コース、屈折コース及び銳角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入、後方間隔並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80パーセント以上
中型第二種免許	「中型車は中型車(8t)に限る」「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車(5t)に限る」	中型第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、曲線コース、屈折コース及び銳角コースの通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入、後方間隔並びに障害物設置場所の通過(A T限定条件が付されている場合は、坂道コースの通過も実施する。)	おおむね 1,200	80パーセント以上
	「準中型車(5t)、普通車及び旅客車は自三車、軽車(360)に限る」「準中型車(5t)及び普通車の旅客車は自三車に限る」	中型第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース、銳角コース及び障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80パーセント以上
普通第二種免許	「普通車はAT車に限る」「普通車の旅客車はAT車に限る」	普通第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び銳角コースの通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80パーセント以上
大型特殊第二種免許	「大特車はカタピラ車に限る」	大型特殊第二種免許に係る標	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断	おおむね 1,200	80パーセント以上

		準試験車	歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過		
牽引第二種免許 けん けん引第二種免許	「けん引はカタピラ車に限る」 「セミトレーラ以外の総重量2t未満の被けん引車に限る」	牽引第二種免許に係る標準試験車 けん けん引第二種免許に係る標準試験車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	80パーセント以上
大型仮免許	「大型車はマイクロバスに限る」 「大型車は自衛隊用自動車に限る」	大型仮免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね1,200	60パーセント以上
中型仮免許	「中型車は中型車(8t)に限る」	中型仮免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね1,200	60パーセント以上
準中型仮免許	「準中型車は準中型車(5t)に限る」	車両総重量5,000キログラム以上の準中型免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね2,000	70パーセント以上
普通仮免許	「普通車はAT車に限る」	普通仮免許に係る標準試験車	技能試験に準じる。	おおむね2,000	70パーセント以上

2 AT限定普通免許及びAT限定普通第二種免許に係る技能審査課題設定基準は、次の表のとおりとする。

免許の種類		普　通	普通第二種
課題			
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
	周回カーブ	2回以上	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上
交差点の通行	右折、左折	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上	1回以上
横断歩道の通過		1回以上	1回以上
踏切の通過		1回以上	1回以上
曲線コースの通過		1回(普通コース)	1回(普通コース)
屈折コースの通過		1回(普通コース)	1回(普通コース)
鋭角コースの通過			1回(普通コース)
坂道コースの通過 (発進、停止を含む)		1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
方向変換		1回(普通コース)	1回(普通コース)
障害物設置場所の通過		1回以上	1回以上
総走行距離(メートル)		おおむね1,200	おおむね1,200

別表第7（第14条、第18条、第20条関係）

採点基準

1 試験の採点基準

(1) 安全措置及び運転姿勢

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
安全措置不適	5 (10)	5 (10)	運転に必要な安全措置をしない場合 ()は、法第71条の3第1項に違反した場合
運転姿勢不良 (四輪)	5	5	正しい姿勢で四輪車の運転をしない場合
運転姿勢不良 (二輪)	—	10	正しい姿勢で二輪車の運転をしない場合

(2) 発進

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
アクセルむら	5 ○	5 ○	アクセルとクラッチの調和が不円滑な場合
エンスト	10 ○	5 ○	操作不良等のためエンジンの作動が停止した場合
逆行小	10	10	進行しようとする方向に対して逆行した場合
逆行中	20	20	進行しようとする方向に対して著しく逆行した場合
逆行大	危	危	進行しようとする方向に対して逆行し危険な場合
発進手間どり	10 ○	5 ○	判断不良又は操作不良のため発進に手間どった場合
発進不能	危	危	発進に著しく手間どり他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 速度維持

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
指定時間過不足	—	5	直線狭路台を決められた時間以上をかけて走行しない場合又は連続進路転換コースを決められた時間以下で走行しない場合
速度維持 (課題外速度)	10 ○	10 ○	加速緩慢などのため必要な速度を出せない場合
速度維持 (課題速度)	—	10	指示した速度を出さない場合
指定速度到達不能	—	危	指定速度からの急停止で、指示した速度に達しない場合

(4) 合図及び安全確認

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
合図不履行等 (発進)	5	5	路端から発進する場合に進路を変えるための合図が不適切な場合
合図不履行等 (進路変更)	5	5	同一方向に進行しながら進路を変える場合に法第53条第1項又は第4項に違反した場合
合図不履行等 (右左折)	5	5	右折又は左折する場合に、法第53条第1項又は第4項に違反した場合
合図不履行等 (環状交差点)	5	—	環状交差点を出る場合に、法第53条第2項又は第4項に違反した場合
安全不確認	10	10	法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段、法第33条第1項(停止を除く。)、法第71条第1項第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない場合

(5) 制動

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
惰力走行	5	5	エンジンブレーキを活用しないで惰力走行した場合
	5	5	坂道でエンジンブレーキを活用しないで惰力走行した場合
制動操作不良	5	5	ブレーキの構えをしない場合、ブレーキを数回に分けて踏まない場合、一時停止中にブレーキをかけていない場合、路端への停車及び発進の課題による停車中にギアをニュートラル（AT車はパーキング）とし、ハンドブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていない場合、二輪車でブレーキペダル側の足について停止若しくは発進した場合又はブレーキ操作が円滑でない場合
制動操作不良 (クリープ)	10	5	停止状態を保持すべき場合にクリープ現象のため移動した場合
速度速過ぎ小	10	10	道路及び交通の状況に適した速度より速い速度の場合（徐行義務のあるときを除く。）
速度速過ぎ大	20	20	道路及び交通の状況に適した速度より著しく速過ぎる速度の場合（徐行義務のあるときを除く。）又はカーブ内でブレーキをかけた場合
急停止区間超過	—	危	指定速度からの急停止で、急停止区内に停止できない場合
暴走	危	危	ブレーキ操作又はアクセル操作不良のため暴走した場合

(6) 操向

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
切 り 返 し	10	5	操作不良又は判断不良のため切り返しをした場合
急 ハ ン ド ル	10	10	走行中に急激なハンドル操作をした場合
ふ ら つ き 小	10	10	ハンドル操作が不安定な場合又は二輪車のバランスを保てない場合
ふ ら つ き 大	危	20	走行中に大きくふらついた場合
転 倒	一	危	二輪車で車体を倒した場合
通 過 不 能	危	危	1 切り返しをしたため他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合 2 直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び狭路コースを通過できない場合

(7) 車体感覚

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
停 止 位 置 不 適	5	5	停止したが、停止線の直前で停止しない場合又は指示した場所に車体の指定個所を一致させて停止しない場合
巻 き 込 み 防 止 措 置 不 適	10	5	四輪車が左折する場合又は環状交差点に入る場合に、巻き込みを防止する措置をしないとき
側 方 等 間 隔 不 保 持	20	20	車体の周囲に安全な間隔を保たない場合
脱 輪 小	10	5	車輪を縁石などに接触させた場合又は車輪の一部をコース側端から逸脱させた場合
脱 輪 中	一	20	四輪車で車輪が縁石又はコース側端から逸脱し、直ちに停止した場合
脱 輪 大	危	危	車輪が縁石又はコース側端から逸脱した場合（四輪車で直ちに停止しない場合を含む。）又は隘路への進入の課題において切り返し範囲を逸脱した場合
接 触 小	一	20	車体が障害物に軽く接触した場合
接 触 大	危	危	接触事故となるおそれがある場合又は路端における停車及び発進の課題において切り返し範囲を逸脱した場合
後 方 間 隔 不 良	一	10	大型自動車又は中型自動車で後退をし後部車体と障害物の間に指示した間隔が保てない場合

(8) 通行区分

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
路 側 带 進 入	20	—	法第17条第1項又は法第47条第3項に違反した場合
通 行 帶 違 反	10	5	法第20条第1項若しくは第2項に違反した場合又はみだりに車両通行帯からはみ出した場合
追 い つ か れ 義 務 違 反	10	—	法第27条第1項又は第2項に違反した場合
バ ス 等 優 先 通 行 帶 違 反	10	—	法第20条の2第1項に違反した場合
軌 道 敷 内 違 反	10	—	法第21条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
右 側 通 行	危	危	法第17条第4項に違反し又は同条第5項に該当する場合で道路の中央から左の部分に障害があり、反対方向からの交通を妨げるおそれがあるにもかかわらず、道路の中央から右の部分にはみ出したとき
安 全 地 帯 等 進 入	危	危	法第17条第6項に違反した場合

(9) 進路変更等

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
進 路 変 更 違 反 (狭路コース)	—	5	狭路コースへ左折する場合に法第34条第1項前段に違反したとき
進 路 変 更 違 反 (交差点)	10	5	法第25条第1項前段、第2項前段、法第34条第1項前段、第2項前段、第4項前段、法第35条の2第1項前段、第2項前段に違反した場合又は転回（環状交差点における転回を除く。）する直前に、左にハンドル操作をした場合
進 路 変 更 禁 止 違 反	20	10	法第26条の2第1項又は第3項に違反した場合
後 車 妨 害	危	危	法第26条の2第2項に違反した場合又は進路変更の時機を失い車両の妨害となった場合

(10) 直進、右左折等

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
右 左 折 方 法 違 反	5	5	法第34条第1項後段、第2項後段、第4項後段、法第35条の2第1項後段又は第2項後段（いずれも徐行を除く。）に違反した場合
安 全 進 行 違 反	10	10	法第36条第4項後段、法第37条の2第3項後段に違反した場合又は黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の手前から速度を増した場合
課 題 不 履 行	10	—	技量未熟等のため余裕を持って行える状況にもかかわらず停車又は転回をしない場合

徐 行 違 反	20	20	法第25条第1項、第2項（いずれも徐行のみ。）、法第31条ただし書、法第34条第1項後段、第2項後段、第4項後段、第35条の2第1項後段、第2項後段（いずれも徐行のみ。）、法第36条第3項、法第37条の2第2項又は法第42条に違反した場合
進 行 方 向 別 通 行 区 分 違 反	20	10	法第35条第1項に違反した場合
交 差 点 等 進 入 禁 止 違 反	20	20	法第50条第1項若しくは第2項に違反した場合又は黄色の信号が表示された場合において停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず横断歩道若しくは自転車横断帯又は交差道路に入って停止したとき
信 号 無 視	危	危	法第7条に違反した場合
優 先 判 断 不 良	20	10	法第36条第1項、第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反するに至らないが先行できる車両等に進路を譲らない場合
進 行 妨 害	危	危	法第36条第1項、第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反した場合
横 断 等 禁 止 違 反	危	危	法第25条の2第1項又は第2項に違反した場合
指 定 場 所 不 停 止	危	危	法第43条前段に違反した場合

(11) 歩行者保護等

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
泥 は ね 運 転	10	10	法第71条第1項第1号に違反した場合
横 断 者 保 護 違 反	20	—	法第38条第1項前段、第3項又は法第71条第1項第3号に違反した場合
歩 行 者 保 護 不 停 止 等	危	—	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条（ただし書を除く。）、法第38条第1項後段、第2項、法第71条第1項第2号、第2の2号、第2の3号に違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合
安 全 間 隔 不 保 持	危	危	法第18条第2項に違反した場合

(12) 最高速度、踏切通過及び駐車等

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
踏 切 内 变 速	5	5	踏切を通過する場合に変速装置を操作したとき
駐 車 措 置 違 反	5	5	法第71条第1項第5号に違反した場合又はその他車両の停止状態を保つための措置をしない場合

警音器使用制限違反等	10	10	法第54条第1項又は第2項に違反した場合
急ブレーキ禁止違反	10	10	法第24条に違反した場合
車間距離不保持	10	10	法第26条に違反した場合
駐停車方法違反	10	5	法第47条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
緊急車妨害	20	—	法第40条第1項、第2項、法第41条の2第1項又は第2項に違反した場合
合図車妨害	20	20	法第25条第3項、法第31条の2、法第34条第6項又は法第35条第2項に違反した場合
速度超過	20	20	法第22条第1項に違反した場合又は指示した速度を超過した場合
踏切不停止等	危	危	法第33条第1項（安全確認を除く。）、第2項又は法第50条第2項（踏切のみ。）に違反した場合
追越し違反	危	危	法第20条第3項後段、法第28条第1項、第2項、第4項、法第29条又は法第30条に違反した場合
割込み	危	危	法第32条に違反した場合
安全運転義務違反	危	危	法第70条に違反したため試験官補助をした場合
安全運転意識	10	—	他の交通に迷惑を与えるやうとする意識がない場合
駐停車違反	20	—	法第44条に違反した場合
駐車違反	10	—	法第45条第1項又は第2項に違反した場合
通行禁止違反	危	—	法第8条第1項に違反した場合

注1 減点数欄の○印は第9の1の(2)の「採点方法」にいう特別減点細目を示す。

注2 減点数欄の「危」は第11の1の「危険行為等」の略称を示す。

2 自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準

運転することができる準中型自動車又は普通自動車が、昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査の採点基準は、原則として試験の採点基準によることとするが、次の事項については特別減点方式を適用する。

「逆行（小）」、「安全不確認」、「速度速過ぎ（小）」、「急ハンドル」、「ふらつき（小）」、「進路変更禁止違反」、「安全進行違反」、「進行方向別通行区分違反」、「優先判断不良」、「泥はね運転」、「警音器使用制限違反等」、「急ブレーキ禁止違反」及び「車間距離不保持」の10点減点細目並びに「合図不履行等（発進）」、「巻き込み防止措置不適」、「通行帯違反」、「進路変更違反（狭路コース）（交差点）」、「右左折方法違反」、「駐車措置違反」及び「駐停車方法違反」の5点減点細目については、その都度注意を与え、1回目は減点を保留し、2回以上同一減点細目に該当した場合は、1回目に遡って減点すること。

別表第8（第18条関係）

採点基準細目一覧表（路上）

減点 項目	危険行為等	20	10	特別減点細目	5	特別減点細目
安全措置、 運転姿勢			安全措置不適 (帶)		安全措置不適、 運転姿勢不良 (四輪)	
発進	逆行大、発進不能	逆行中	逆行小	エンスト、 発進手間どり		アクセルむら、 エンスト (場内)
速度維持				速度維持 (課題外速度)		
合図、 安全確認			安全不確認		合図不履行等 (発進・進路変更・右左折・環状交差点)	
制動	暴走	速度速過ぎ大	制動操作不良(クリープ)、 速度速過ぎ小	惰力走行(坂)	惰力走行、 制動操作不良	
操向	ふらつき大、 通過不能		切り返し(路上)、 急ハンドル、ふらつき(小)		切り返し(場内)	
車体感覚	脱輪大、接触大	側方等間隔不保持、 脱輪中(場内)、 接触小(場内)	巻き込み防止措置不適、 後方間隔不良、 脱輪小(路上)		停止位置不適、 脱輪小(場内)	
通行区分	右側通行、 安全地帯等進入	路側帯進入	通行帯違反、追いつかれ義務違反、 バス等優先通行帯違反、 軌道敷内違反			
進路変更等	後車妨害	進路変更禁止違反	進路変更違反(交差点)			
直進、 右左折等	信号無視、進行妨害、 横断等禁止違反、 指定場所不停止	徐行違反、進行方向 別通行区分違反、 交差点等進入禁止違反、 優先判断不良	安全進行違反、課題不履行		右左折方法違反	
歩行者保護 等	歩行者保護不停止等、 安全間隔不保持	横断者保護違反	泥はね運転			
最高速度、 踏切通過、 駐車等	踏切不停止等、 追越し違反、割込み、 安全運転義務違反、 通行禁止違反	緊急車妨害、 合図車妨害、 速度超過、 駐停車違反	警音器使用制限違反等、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、 駐停車方法違反、安全運転意識、 駐車違反		踏切内变速、駐車措置違反	

別表第8の2（第18条関係）

採点基準細目一覧表（場内）

減点項目	危険行為等	20	10	特別減点細目	5	特別減点細目
安全措置、運転姿勢			安全措置不適(帶) 運転姿勢不良 (二輪)		安全措置不適、 運転姿勢不良 (四輪)	
発進	逆行大、発進不能	逆行中	逆行小			アクセルむら、 エンスト、 発進手間どり
速度維持	指定速度到達不能		速度維持 (課題速度)	速度維持 (課題外速度)	指定時間過不足	
合図、安全確認			安全不確認		合図不履行等 (発進)	合図不履行等 (進路変更・右左折)
制動	急停止区間超過、暴走	速度速過ぎ大	速度速過ぎ小		惰力走行(坂)、 制動操作不良 (クリープ)	惰力走行、 制動操作不良
操向	転倒、通過不能	ふらつき大	急ハンドル、ふらつき小		切り返し	
車体感覚	脱輪大、接触大	側方等間隔不保持、 脱輪中、接触小	後方間隔不良		停止位置不適、 巻き込み防止措置不適、 脱輪小	
通行区分	右側通行、 安全地帯等進入				通行帯違反	
進路変更等	後車妨害		進路変更禁止違反		進路変更違反(狭路コース)、 進路変更違反(交差点)	
直進、右左折等	信号無視、進行妨害、 横断等禁止違反、 指定場所不停止	徐行違反、 交差点等進入禁止 違反	安全進行違反、 進行方向別通行区分違反、 優先判断不良		右左折方法違反	
歩行者保護等	安全間隔不保持		泥はね運転			
最高速度、踏切通過、駐車等	踏切不停止等、 追越し違反、割込み 安全運転義務違反	合図車妨害、 速度超過	警音器使用制限違反等、 急ブレーキ禁止違反、 車間距離不保持		踏切内变速、駐車措置違反、 駐停車方法違反	

別表第9（第15条関係）

外国免許の切替実技実施方法

1 採点方法

一部特別減点方式

2 試験課題設定基準

課題	免許の種類	大型 中型 準中型 普通	大型二輪	普通二輪		けん 牽引	大特
					小型二輪		
周回コース及び幹線コースの走行	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
指定場所における一時停止	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上			
信号機のある交差点の通過	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		
曲線コースの通過	1回	1回	1回	1回	1回		
屈折コースの通過	1回	1回	1回	1回			
方 向 変 换						1回	1回
特別コースの走行		直線狭路 、連続進路転換及 び波状路 コースの 走行	直線狭路 及び連続進路転換 コースの 走行	直線狭路 コースの 走行			
総 走 行 距 離 (メートル)	おおむね 1,200	おおむね 800	おおむね 800	おおむね 800	おおむね 800	おおむね 800	おおむね 500

3 採点基準

採点は、技能試験実施基準の例による。ただし、次の細目については、特別減点方式による。

10 点減点細目のうち、「逆行（小）」、「速度維持（課題外）」、「安全不確認」、「速度速過ぎ（小）」、「急ハンドル」、「ふらつき（小）」（ただし、「曲線バランス・屈折バランス」については、それぞれ1回目は減点しないで2回目以降から特別減点とする。）、「進路変更禁止違反」、「進行方向別通行区分違反」、「優先判断不良」、「泥はね運転」、「警音器使用制限違反等」、「急ブレーキ禁止違反」、「車間距離不保持」の13細目

5点減点細目のうち、「合図不履行等（進路変更）」、「合図不履行等（右左折）」、「巻き込み防止措置不適」、「通行帯違反」、「進路変更違反（狭路）」、「進路変更違反（交差点）」、「右左折方法違反」、「切り返し（狭路コース）」の8細目

4 事後注意

3 ただし書きにより特別減点方式によることとされる細目以外の 10 点減点細目（「安全措置〔帶〕」及び「二輪姿勢〔着座・立ち姿勢〕」は除く。）並びに 5 点減点細目については、事後注意とする。

5 支障の有無の基準

100 ポイント中 70 ポイント以上を支障なしとする。

別表第10（第24条関係）

緊急自動車運転資格審査の内容

課題		課題の設定	課題の履行条件	回数																																							
周回コース及び幹線コースの走行	周回コース	外回りとする。																																									
	指定速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するよう走行すること。	1																																							
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4カ所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4																																							
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更が行える道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折各2																																							
	指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の手前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2																																							
障害物間の通過		<p>1 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>(単位メートル)</caption> <thead> <tr> <th>区間種別</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型自動車</td><td>10</td><td>3</td><td>8</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr> <td>準中型自動車</td><td>10</td><td>3</td><td>6</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>10</td><td>3</td><td>6</td><td>5</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>2 自動二輪車</p> <p>3 上記コースの条件</p> <p>(1) 障害物はロードコン（高さおおむね0.7メートル）を用いて設けるものとし、その間隔はロードコンの中心から中心までを1メートルとする。</p> <p>(2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるも</p>	区間種別	A	B	C	D	E	中型自動車	10	3	8	7	1	準中型自動車	10	3	6	5	1	普通自動車	10	3	6	5	1	<p>1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>ギア</th><th>速度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型自動車</td><td>4速</td><td>おおむね40キロメートル毎時</td></tr> <tr> <td>準中型自動車</td><td>II</td><td>II</td></tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>II</td><td>II</td></tr> <tr> <td>自動二輪車</td><td>4速以上</td><td>II</td></tr> </tbody> </table> <p>(指示したギア及び速度にならない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 障害物の間を通過し終わるまで障害物に接触し、又は停止（エンストを含む。）しないで走行すること。</p> <p>3 自動二輪車にあっては、制限線の内側を足をつかずに行走する。</p>	種別	ギア	速度	中型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時	準中型自動車	II	II	普通自動車	II	II	自動二輪車	4速以上	II	1
区間種別	A	B	C	D	E																																						
中型自動車	10	3	8	7	1																																						
準中型自動車	10	3	6	5	1																																						
普通自動車	10	3	6	5	1																																						
種別	ギア	速度																																									
中型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時																																									
準中型自動車	II	II																																									
普通自動車	II	II																																									
自動二輪車	4速以上	II																																									

	<p>のとする。</p> <p>(3) 制限線は、コースの縁石をもってあてができる（以下「直進路における転回」において同じ。）。</p>																
直進路における転回	<p>1 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車 (単位メートル)</p> <p>中型 8・準中型、普通 7</p> <p>制限線</p> <p>制限線</p> <p>2 自動二輪車 (単位メートル)</p> <p>大型 4.5・普通 4</p> <p>制限線</p> <p>制限線</p>	<p>1 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあっては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによって転回すること。</p> <p>2 自動二輪車にあっては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで転回すること。</p> <p>3 中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあっては切り返しの都度、自動二輪車にあっては転回のとき、後方の安全確認をすること。</p>															
急停止	<p>停止限界目標物</p> <p>急制動開始目標物</p> <p>おおむね 13 メートル</p> <p>1 周回コース等に目標物を数箇所設け、審査を受ける者に対してはあらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。</p> <p>2 路面上には目標線などの標示は設けないものとする。</p>	<p>1 この課題を行うときのギア及び速度は、次のとおりとすること。ただし、A T車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ギヤ</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型自動車</td> <td>4速</td> <td>おおむね 40 キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>II</td> <td>II</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>II</td> <td>II</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> <td>II</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指示したギア及び速度にならない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 横振れして停止しないこと。</p> <p>3 制動区間を超過しないこと。</p>	種別	ギヤ	速度	中型自動車	4速	おおむね 40 キロメートル毎時	準中型自動車	II	II	普通自動車	II	II	自動二輪車	4速以上	II
種別	ギヤ	速度															
中型自動車	4速	おおむね 40 キロメートル毎時															
準中型自動車	II	II															
普通自動車	II	II															
自動二輪車	4速以上	II															